

## 首都高速都心環状線地下化工事に際して常盤橋の保存等を求める意見書

先般、首都高速都心環状線の神田橋ジャンクションから江戸橋ジャンクションまでの区間を地下化する都市計画が決定されました。この計画が実現すると、日本橋川とそこに架かる日本橋などの橋の上空を覆っている首都高速道路が撤去されることになります。

計画区間以外の在り方(地下化を含め)の議論が深まっていけないことは、都市景観の観点から残念ですが、平成27年に「水辺を魅力ある都市空間に再生する条例」を制定した千代田区議会では、川や水辺を多様な視点から見つめなおしているところであり、今回の計画もこの流れを加速するものであるととらえています。

一方で、首都高速都心環状線地下化工事の施工方法によっては、歴史的遺産の一つである震災復興橋梁「常盤橋」の撤去が危惧されています。

旧江戸城外堀（現日本橋川）の常盤橋周辺には、文明開化期（明治10年）架設で石積みの「常盤橋」（国指定史跡常盤橋門跡の一部）、明治44年築造の「日本橋」（重要文化財）、昭和元年築造の震災復興橋梁の「常盤橋」（千代田区景観まちづくり重要物件）など、二連アーチ形式の橋梁が現存しており、江戸から明治、大正、昭和、平成、そして令和へと受け継がれている歴史と伝統を感じることができる貴重な空間となっています。

よって、首都高速都心環状線地下化工事の実施に際して、下記事項への対応を強く求めます。

### 記

- 1 震災復興橋梁「常盤橋」を保存することができる施工方法を採用すること。
- 2 長い年月と多額の費用を掛けて修復を行っている国指定史跡常盤橋門跡に影響が出ないように施工すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月12日

千代田区議会議長 小林 たかや

国土交通大臣 赤羽 一 嘉 殿  
東京都知事 小池 百合子 殿